

市民の生命と健康を守るため全力を!

新型コロナ対策 密閉 密集 密接 「3つの密」を避けよう

3月定例会で一般質問

私は3月2日、西宮市議会3月定例会で一般質問をしました。テーマは①新型コロナウイルス感染症の対策について②不登校の問題について③市の障害者雇用について④の3項目。石井登志郎市長ら市幹部が答弁しました。②③面に関連記事

私は新型コロナウイルスの感染者が3月1日に市内で初めて確認されたことを受けて、危機管理に向けた石井市長の考えと市の体制などについて質問しました。



西宮市議会議員 菅野雅一

かんの雅一 まさかず

私は質問の中で「厳しい状況だが、全ての人を力を含めて難局を乗り越えていきたい。私たち市民が今、すべきことは感染症について正しく理解し、日々変化する状況を把握して冷静に行動すること。一人ひとりが自分への感染を予防し、他の人につつさないように努めることだ」と訴えました。

市に対しては「感染症は市民の生命と健康に大きな影響を与えるだけに、市役所の全ての部局の全ての担当者にかかわりのある問題だ」と強調。想定していない分野で想定していない深刻な事態が発生する可能性があることを指摘しました。

そのうえで、「多くの市民が心を痛めているのは、学校が休業になったため、長い期間にわたり自宅で自主学習をする子どもたちのことだ」として学校の先生らが休業中、子供たちを色んな形で指導したり、ケアできる環境を整えることを要望しました。

これに加え、「事態が急変し、人心が動揺している」としてスーパーマーケットなどの店頭から生活物資が消えたり、市民の不安につけこんだ犯罪や悪徳商法の広がりを懸念する声が多いことを紹介して、正確な情報を発信する必要性を指摘。「市民の安全と安心を守るため、

全力を尽くそう」と訴えました。

石井市長は答弁の中で「緊急事態と位置づけ、何より市民の生命・健康を守るため、感染拡大の防止」と刻も早い収束に向けた体制をとっている」と説明。「医療機関等との連携を密にし、ながら、国や県と歩調を合わせ、万全の体制で臨む」と話しました。

一般質問後も都市部を中心に感染者が増加し、政府は4月7日、兵庫県を含む7都府県に緊急事態を宣言しました。それを受け、石井市長は市民に向けたメッセージを出しました

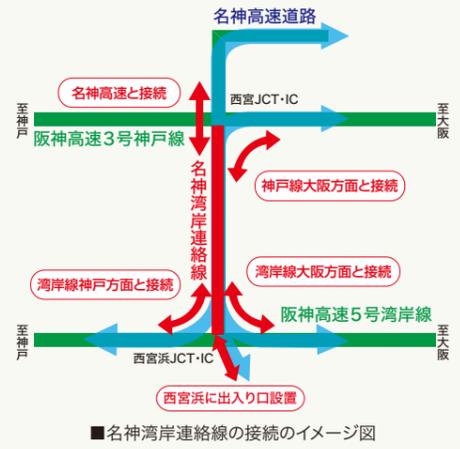
この中で、不要不急の外出を控えることを求め、①換気の悪い「密閉空間」②多数が集まる「密集場所」③間近で会話する「密接場面」の「3つの密」を避けることを訴えました。

石井市長は医療従事者に感謝と敬意を示したうえで、西宮市が阪神・淡路大震災を市民の力で乗り越えた経緯を紹介し、「今回の感染症もとても困難な事態だが、市民の皆さんと力を合わせることで必ず乗り越えられる」と訴えました。

西宮市政報告 かんの新聞 第20号 年4回発行

ジャーナリストの視点で調べる・伝える

元産経新聞記者 保守系無所属



国土交通省は名神湾岸連絡線についての環境影響評価を行い、3月に準備書を公告しました。準備書では、騒音と日照阻害について一部地域で基準や参考指標を超えると予測したうえで、対策を講じて基準との整合性を図るなど適切に対処するとしています。

国交省は兵庫県の条例に準拠し、予測地域を設定して環境影響評価を実施。大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、低周波音、日照阻害、景観などの項目について①工事の実施②道路の存在③完成後の自動車走行の3点の環境影響要因に分けて評価しました。

その結果、工事中の建設機械による騒音が西宮ジャンクション・インターチェンジ(JCT・IC)＝仮称Ⅱ周辺と今津港町・今津巽町で騒音に係る規制基準を超えるると予測。防音パネルなどの遮音対策で基準内に抑えるとしています。

最大の騒音値として西宮JCT・IC周辺で71デシベルに達すると予測される場所については、対策によって66デシベルと、この場所での基準値である70デシベルを下回るとしています。

日照阻害については、西宮JCT・IC周辺で日陰になる時間が環境保全措置に基づく参考指標を超えるると予測。影響を抑えるため、連絡線の構造や配置に工夫するもの、必要に応じて日陰の発生に伴う損害への費用負担などを検討するとしています。景観についても影響が考えられるとして構造やデザイン、色彩などで対策を講じるとしています。

県は連絡線についての都市計画決定の手続きを進めています。早ければ令和2年度中に環境影響評価と都市計画決定の手続きが終了する見通し。そのうえで事業化されます。

騒音と日照阻害で基準などを超える 名神湾岸連絡線 環境影響評価 国交省が準備書を公告

国交省は兵庫県の条例に準拠し、予測地域を設定して環境影響評価を実施。大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、低周波音、日照阻害、景観などの項目について①工事の実施②道路の存在③完成後の自動車走行の3点の環境影響要因に分けて評価しました。

その結果、工事中の建設機械による騒音が西宮ジャンクション・インターチェンジ(JCT・IC)＝仮称Ⅱ周辺と今津港町・今津巽町で騒音に係る規制基準を超えるると予測。防音パネルなどの遮音対策で基準内に抑えるとしています。

最大の騒音値として西宮JCT・IC周辺で71デシベルに達すると予測される場所については、対策によって66デシベルと、この場所での基準値である70デシベルを下回るとしています。

日照阻害については、西宮JCT・IC周辺で日陰になる時間が環境保全措置に基づく参考指標を超えるると予測。影響を抑えるため、連絡線の構造や配置に工夫するもの、必要に応じて日陰の発生に伴う損害への費用負担などを検討するとしています。景観についても影響が考えられるとして構造やデザイン、色彩などで対策を講じるとしています。

県は連絡線についての都市計画決定の手続きを進めています。早ければ令和2年度中に環境影響評価と都市計画決定の手続きが終了する見通し。そのうえで事業化されます。

いつでも電話を!

定期送付のご案内

西宮市政報告「かんの新聞」は年間4回、発行し、南甲子園地区(市立南甲子園小学校の校区など)と周辺地域を中心に各戸配布し、西宮市内に配達する産経新聞朝刊に折り込みとして入れます。それ以外の方、ビラ配布禁止の集合住宅にお住まいの方、確実に入手したい方には定期的に送付します。下記●印の必要事項を記載いただき、お申し込みください。市政へのご意見、ご要望や「かんの新聞」のご感想も書き添えいただければ、うれしいです。「かんの新聞」のバックナンバーをご希望の方もご連絡ください。

●「定期送付希望」●郵便番号●ご住所●お名前●ご連絡先電話番号●メールアドレス

はがき宛先 〒663-8153 西宮市南甲子園3丁目4-51-101 メール・FAXでのお申し込みは かんのみさかず宛 本紙最下段に記載の宛先まで

言葉の解説 SDGsとは何?

国際連合が2015年9月、採択した「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、「エス・ディー・ジーズ」と読みます。持続可能な開発を経済と社会、環境の3つの側面においてバランスがとれ、統合された形で進めるため、2030年までに達成すべき具体的目標として「貧困をなくそう」「人や国の不平等をなくそう」などの17のゴールを設定しています。全ての人がそれぞれの立場で目標達成のために行動することが求められています。

本名:菅野 雅一(かんの・まさかず)

昭和33年(1958年)、神戸市生まれ。上智大学文学部新聞学科卒業。昭和60年に産経新聞社に入社。平成27年1月に退社し、同年4月の市議選に初当選。31年4月の市議選で再選。保守系で政党無所属。「会派・ぜんしん」メンバー。南甲子園自治会副会長。NPO法人海浜の自然環境を守る会副理事長。社会福祉法人真砂ちどり保育園理事長。防災士。

次号は令和2年8月の発行予定です

かんの雅一事務所 〒663-8153 西宮市南甲子園3丁目4-51-101 TEL:090-1895-1488 FAX:0798-40-9530 《MAIL》info@kannomasakazu.com

●詳しい政策はホームページへ www.kannomasakazu.com

かんの雅一 検索

かんの
コラム
20

市民の力で全ての人が 共生できる社会の実現を！ 障害者差別の解消に向け前進

条例が7月に施行

市議会は3月定例会で「障害を理由とする差別の解消及び誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に関する条例案」を全会一致で可決しました。私はこれまで一般質問などでこの条例の制定を求めており、7月の施行で全ての人が共生できる社会の実現が近づくことを期待しています。

条例では、市や市民、事業者などが、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進するための基本理念として①障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合うこと②障害を理由とする差別の解消について、相互に協力して取り組むこと③手話が独自の言語体系と歴史的背景を有する文化的所産であることが理解され、尊重されること④障害者にとって多様な意思疎通手段を選択できる機会が確保されること—の4点を挙げています。

条例では、差別事案が発生した場合、障害者と家族、支援者らは市が指定する相談機関などに相談できるとしています。差別事案の解決に向けた仕組みとしては①相談機関が対応しても事案が解決しない場合は、当事者である障害者らは市に「あせん」の申し立てをすることができ②市の附属機関である権利擁護支援システム推進委員会があせん案の作成・提示などを行う③あせん案に従うよう求めた市の勧告について事案の相手方が正当な理由なしに拒否した場

合、市はその旨を公表できる一などが盛り込まれています。市は「条例の趣旨は誰もが暮らしやすいまちづくりを推進することであり、差別事案そのものが発生しない社会風土を醸成したい」としています。

市は条例の趣旨を反映した合理的配慮助成事業を条例に先行する形で昨年10月から始めました。障害者が小売店や飲食店などを利用しやすくするため、これらの事業者が障害者に合理的配慮を提供できるように、筆談ボードや折りたたみ式スロープなどを購入する場合、市が一定の上限額を設定したうえで費用の半額を負担する制度です。

しかし、この事業の申請件数は今年3月末現在でまだ2件。この事業や条例についての市民への周知が十分ではないのが実情です。

障害者団体の関係者は「差別解消のために効果をあげるように条例内容を定期的に見直してほしい」と話しています。条例についての周知を図り、市民の方々と力を合わせて、本市の実情に適した条例になるように手直しをしながら、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めたいと思います。



筆談ボード

購入費用の半額を補助 1000万円を予算化

●事業の問い合わせ先は市美化企画課(079-983-5333)です。事業の対象はごみ収集前に臨時的に設置する折りたたみ式ネットボックスや、マンションなどの敷地内のごみステーションに設置する防護柵など、カラスによるごみの飛散被害の防止対策として認められるもの。常時、設置する物置型ネットボックスも対象ですが、道路や歩道、側溝上のごみステーションに設置する場合は法令などに抵触する恐れがあります。ネットだけの場合も対象外です。

ごみステーション1か所当たり1つで、購入金額(税込)の半額が2万円までを補助します。交付対象者はごみステーションを管理している人か、団体の代表者。市は3月定例会の一般質問で不登校の問題を取り上げ、「不登校の児童生徒の数が急増している。特に、平成30年度で不登校の中学生が全体の5%を超えたことは大きな衝撃だ」と指摘しました。これに対し、市は「今後も不登校の児童生徒数が増える可能性が高いと深刻に受け止めている」との認識を示しました。

ごみステーション/カラス対策 ネットボックスの購入を支援

市はごみステーションでごみを入れたポリ袋をカラスにつつかれないようにするため、ポリ袋をカラスから隔離するネットボックスなどの購入を支援する事業を始めました。

事業の対象はごみ収集前に臨時的に設置する折りたたみ式ネットボックスや、マンションなどの敷地内のごみステーションに設置する防護柵など、カラスによるごみの飛散被害の防止対策として認められるもの。常時、設置する物置型ネットボックスも対象ですが、道路や歩道、側溝上のごみステーションに設置する場合は法令などに抵触する恐れがあります。ネットだけの場合も対象外です。



ネットボックス(市提供)

市は2月から、石井登志郎市長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して全庁的な体制で感染拡大の防止や学校の休業問題、事業者の経営支援などに取り組んでいます。市は3月、危機発生時に必要不可欠な事業を継続するために優先すべき業務の整理や人員の配置などを定めた業務継続計画(BCP)を発動しました。上下水道やごみ収集などの非常時でも継続が必要な業務とそれ以外の業務を区分けして優先順位を明確化することで総力を挙げて新型コロナウイルス対策に取り組む体制を整えています。



市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議=4月8日(市提供)

市は感染拡大防止の観点から、4月14日に職員の在宅勤務と時差勤務を導入しました。在宅勤務については、職員が上司の許可を受けて自宅で職員用ノートパソコンなどを使って業務をします。時差勤務では、公共交通機関が混雑する時間帯での通勤を避けるため、午前8時45分から午後5時半までの標準的な勤務時間より1時間早い時間帯と1時間もしくは2時間遅い時間帯の勤務を認めます。市議会は感染者が3月1日に市内で初めて確認されたことを受けて2日、市議会BCPを発動し、市議会災害対策支援本部を設置。市が当面の新型コロナウイルス対策に専念できるように3月定例会の日程を変更して3月3日から6日までを休会にしました。



あすなる学級なるおきた花園町

私は3月定例会の一般質問で不登校の問題を取り上げ、「不登校の児童生徒の数が急増している。特に、平成30年度で不登校の中学生が全体の5%を超えたことは大きな衝撃だ」と指摘しました。これに対し、市は「今後も不登校の児童生徒数が増える可能性が高いと深刻に受け止めている」との認識を示しました。私は不登校児童生徒の自主的な学習を支援する教育支援センター(適応指導教室から名称変更)「あすなる学級」について地域的なバランスに配慮した設置を求めました。

3月定例会で一般質問 深刻化する不登校問題の対策強化を

私は市の障害者雇用についても質問。昨年12月の市職員採用試験について知的障害者も対象にしながらも、知的障害者に難しい教養試験と作文を試験科目に入れていたこと、事実上、知的障害者を排除しているとの認識から「障害者への合理的配慮が欠けていた可能性がある」と指摘しました。市は「この試験で採用される職員はさまざまな分野の職場に配置されるため、職務内容に応じた能力実証が必要」として試験内容については問題がないとの考えを強調。その一方で、受験を検討する人たちに對して採用後の業務内容の説明が不十分だったことを認め、「募集要項に採用後の業務を理解して受験してもらえないよう見直す」との方針を示しました。そのうえで、市は「障害者雇用を進めるため、障害のある方にとって意欲や能力を発揮できる働きやすい環境を整備し、就労の機会をできる限り提供していく」と強調。障害者雇用の推進と障害者が働きやすい職場環境の整備を積極的に進める方針を示しました。

「あすなる学級」を増設へ

市役所が業務に優先順位

市議会も支援本部を設置

障害者雇用で市が積極姿勢